## 北九州市感染症予防計画の策定について(最終案)

## 1 素案に対する市民意見の募集結果について

## (1) 意見募集期間

令和5年12月20日(水) から 令和6年1月19日(金)まで (31日間)

(2) 意見提出状況 提出なし

## 2 福岡県感染症対策連携協議会における協議について

### (1) 開催日

- ·福岡県感染症対策連携協議会医療専門部会 : 令和6年1月26日(第4回)
- ·福岡県感染症対策連携協議会 : 令和6年2月13日(第2回)

## (2) 協議内容

- ・医療専門部会において、福岡県が示した福岡県感染症予防計画素案に対し、委員から示された意見により、計画案を修正。
- ・この修正案について、連携協議会で了承された。

## 3 修正意見と本市計画の修正内容 (※県計画の引用記載部分)

#### (修正意見)

県は、平時からの医療措置協定の締結において、感染症対策の中核的機関である保健所等と連携して地域に適した医療提供体制を構築すべきであり、その旨を計画に追記した方がよい。(医療専門部会における意見)

# 修正前(資料3 本編 P17)

# 修正後(資料3 本編 P17)

# (3) 協定締結医療機関と流行初期医療 確保措置

県は、(略)平時から感染症法に基づく 医療措置協定を締結します。その際、幅広い 医療機関が当該感染症に対応し、重症度に 応じた入院の受入れ、外来対応や後方支援 等、役割分担が図られるよう、医師会等の関 係団体と連携して調整します。

## (3) 協定締結医療機関と流行初期医療 確保措置

県は、(略)平時から感染症法に基づく 医療措置協定を締結します。その際、幅広い 医療機関が当該感染症に対応し、重症度に 応じた入院の受入れ、外来対応や後方支援 等、役割分担が図られるよう、地域における 感染症対策の中核的機関である保健所とと もに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関 係団体と連携して調整します。